

公告

令和7年12月9日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、競争入札に参加する者に必要な資格を認定するため、次のとおり入札参加資格申請を受け付けます。

浅麓水道企業団

企業長 柳田 清二

記

1 入札参加資格の種類

(1) 建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号）の定める29業種について、それぞれ格付を行った上で資格を付与します。

(2) 建設コンサルタント等の業務

測量業者、建築士事務所、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントの5種類の業務について、それぞれ資格を付与します。

(3) 物品の購入、製造、委託等の業務

物品の購入、製造、委託等の業務について資格を付与します。

2 入札参加資格の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までとします。

ただし、令和10年4月1日以降においても令和10年度の入札参加資格が認定される日までは有効とします。

3 入札参加資格審査の申請要件

入札参加を希望する業種・業務について、次にあげるすべての要件を満たしていなければならないものとします。

(1) 建設工事

- ① 入札参加資格審査の申請をする日現在において、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ② 資格審査基準日（令和7年10月1日）の直前の営業年度の終了する日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の結果について、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値を受領していること。
- ③ 入札参加資格を希望する建設工事の種類について資格審査基準日の直前2年間の各営業年度に完成工事高があること。

- ④ 事業税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- ⑤ 申請の日現在において、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していること（届出の義務がない者は除く。）。

(2) 建設コンサルタント等の業務

- ① 測量又は建築コンサルタントを希望する者にあつては、申請の日現在において測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定による登録又は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること。
- ② 建設コンサルタント等の業務の営業年数が資格審査基準日（令和 7 年 10 月 1 日）の前日まで引き続き 1 年以上経過していること。
- ④ 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の業種について資格審査基準日の直前 1 年間の営業年度において業務実績があること。
- ⑤ 事業税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- ⑥ 申請の日現在において、健康保険法第 48 条、厚生年金保険法第 27 条及び雇用保険法第 7 条の規定による届出の義務を履行していること（届出の義務がない者は除く。）。

4 受付期間及び時間

受付期間：令和 8 年 2 月 2 日（月）から 令和 8 年 2 月 27 日（金）まで（土・日曜日、祝日を除く。）

受付時間：午前 8 時 30 分から正午、午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

5 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は受付期間内の消印のあるものに限ります。）

6 受付場所

浅麓水道企業団 庶務課

7 提出書類

(1) 建設工事

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）
- ② 社内規則又は委任状（建設業法第 3 条第 1 項の規定により許可を受けた者の主たる営業所以外の営業所において競争入札に参加しようとする場合に限る。）
- ③ 後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書及び復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の長の証明書（個人業者に限る。）
- ④ 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）（法人の場合に限る。）

- ⑤ 資格審査基準日（令和 7 年 10 月 1 日）の直前の営業年度の終了する日を審査基準日とする総合評定値通知書の写し
- ⑥ 建設業許可証明書又は確認書の写し
- ⑦ 納税証明書（下記ア、イそれぞれ提出すること。）
 - ア 都道府県又は都道府県出先機関発行の「事業税」に未納がないことが確認できる納税証明書（委任先のある場合、委任先所在地の都道府県発行のもの）
 - イ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」に未納がないことが確認できる納税証明書
- ⑧ 資格審査基準日の直前 2 年間の各営業年度における工事経歴書
- ⑨ 主任技術者名簿

【以下については、総合評定通知書で社会保険の加入が確認できない場合に提出】
- ⑩ 厚生年金保険及び健康保険の加入が確認できない場合：「健康保険・厚生年金の領収証書」、「社会保険料納入証明書」、「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」のいずれかの写し
- ⑪ 厚生年金保険及び健康保険の加入の義務が確認できない場合：賃金台帳・労働者名簿・源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し
- ⑫ 雇用保険の加入が確認できない場合：「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」又は「雇用保険被保険者資格取得等通知書」の写し
- ⑬ 雇用保険の加入の義務が確認できない場合：賃金台帳・労働者名簿・源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し

(2) 建設コンサルタント等の業務

- ① 建設コンサルタント等の業務入札参加資格審査申請書（様式第 2 号）
- ② 登録証明書（登録されているものに限る。）
 - ア 測量業者（測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定による登録を受けている測量業者）
 - イ 建築士事務所（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による建築士事務所についての登録を受けている建築士事務所）
 - ウ 建設コンサルタント（建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条第 1 項による登録を受けている建設コンサルタント）
 - エ 地質調査業者（地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項の規定による登録を受けている地質調査業者）
 - オ 補償コンサルタント（補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項の規定による登録を受けている補償コンサルタント）
- ③ 納税証明書（下記ア、イそれぞれ提出すること。）
 - ア 都道府県又は都道府県出先機関発行の「事業税」に未納がないことが確認できる納税証明書（委任先のある場合、委任先所在地の都道府県発行のもの）
 - イ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」に未納がないことが確認できる納税

証明書

- ④ 商業登記簿謄本(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書) (法人の場合に限る。)
- ⑤ 後見登記等に関する法律 (平成11年法律第152号) 第10条第1項に規定する登記事項証明書及び復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の長の証明書 (個人業者に限る。)
- ⑥ 経営規模等総括表
- ⑦ 資格審査基準日 (令和7年10月1日) 直前2年間の各営業年度における業務経歴書
- ⑧ 技術者経歴書
- ⑨ 社内規則又は委任状(主たる営業所以外の営業所において競争入札に参加しようとする場合に限る。)
- ⑩ 資格審査基準日直前の営業年度の利益処分又は損失処理 (法人に限る。)、貸借対照表及び損益計算書
- ⑪ 技術者一覧表
- ⑫ 厚生年金保険及び健康保険の加入の義務がある場合: 「健康保険・厚生年金の領収証書」、「社会保険料納入証明書」、「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」のいずれかの写し
- ⑬ 厚生年金保険及び健康保険の加入の義務がない場合: 貸金台帳・労働者名簿・源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し
- ⑭ 労働保険の加入の義務がある場合: 「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」又は「雇用保険被保険者資格取得等通知書」の写し
- ⑮ 労働保険の加入の義務がない場合: 貸金台帳・労働者名簿・源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し

(3) 物品の購入、製造、委託等の業務

- ① 競争入札参加資格審査申請書 (企業団ホームページに定める様式)
- ② 社内規則又は委任状(主たる営業所以外の営業所において競争入札に参加しようとする場合に限る。)
- ③ 商業登記簿謄本(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書) (法人の場合)
- ④ 身元証明書 (個人の場合に限る。)
- ⑤ 財務諸表類 (審査基準日 (令和7年10月1日) 直前の営業年度のもの)
- ⑥ 納税証明書 (下記ア、イそれぞれ提出すること。)
 - ア 都道府県又は都道府県出先機関発行の「事業税」に未納がないことが確認できる納税証明書(委任先のある場合、委任先所在地の都道府県発行のもの)
 - イ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」に未納がないことが確認できる納税証明書

8 申請書類

(1)建設工事・建設コンサルタント等の業務・物品の購入、製造、委託等の業務の申請書は企業団指定様式とします。

申請書様式は企業団ホームページからダウンロードしてください。(企業団窓口でも配布します。)

(2)申請書以外の添付書類については、特に様式の定めはありません。

9 提出部数

申請書等の提出部数は、正本1部です。

10 注意事項

申請書類のサイズはA4版とし、提出書類に記載された順番にまとめて、市販のフラットファイルに綴じ込んで下さい。なお、色の指定はありません。(表・背表紙に、商号又は名称を記載すること。)

11 審査結果

審査の結果については、資格を付与できないものに限り通知します。